

## パブリックコメント手続の実施結果について

下記の案件について、市民の意見を募集するパブリックコメント手続を行なったところ、次のとおりご意見をいただき、ご意見に対する結果（意見の概要と市の考え方）をまとめましたので、お知らせします。

### ◆ パブリックコメント手続の実施

対象案件	第5期富良野市障がい者計画の策定について
意見募集期間	令和5年1月10日 から 令和5年1月31日 まで
担当部署（問合せ先）	保健福祉部福祉課 （電話 0167-39-2211）
意見提出件数	意見提出者数 <u> 1 </u> 人 （個人 <u> 1 </u> ）
	意見提出件数 <u> 7 </u> 件

### ◆ パブリックコメント手続の結果（市民意見提出手続の結果）

提出のあった意見の概要	市の考え方 （原案を修正したときは修正内容）
<p>○聴覚障がい者への合理的配慮について（3件）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市役所の窓口に行ったら「耳マーク」と「筆談マーク」を掲示されていないし、筆談ボードが置いていなかったことが驚きました。他の場所では、掲示されているのに、なぜここは置いていないかと不思議です。</li><li>・市役所内は、誰でも見てわかる文字情報が見当たらない。聞こえない、聞こえにくい人は、市役所内の音声放送（アナウンス）がわからないので、電光掲示板を設置してほしい。</li><li>・聞こえない人への意思疎通を支援するためには、「遠隔手話通訳サービス」「電話リレーサービス」との事業があるのでタブレットを活用する用意をしてほしい。災害時の対応にも必要です。</li></ul>	<p><b>※いただいたご意見につきましては、一部本計画の策定内容以外の一般的なご意見・質問が含まれておりますが、その部分についても本市の考え方をお示ししています。</b></p> <p>合理的配慮については、基本目標1「多様性を認め合う社会の構築」（1）障がいに対する正しい理解の拡大として、様々な取り組みを進めているところです。</p> <p>なお、複合庁舎における聴覚障がい者への合理的配慮については、頂いたご意見を基に具体的な掲示及び支援方法を検討致します。</p>

<p>○災害時の支援体制について（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の支援体制の充実に取り組んでいないので不安です。災害発生時の情報発信、防災無線受信機などの説明が書かれていないので教えてください。</li> </ul>	<p>災害時の支援体制等については、基本目標4「安心して暮らせる快適なまちづくり」(2)災害時における対応として、支援ネットワークの構築や避難時の支援体制整備等の取り組みを進めています。災害発生時の情報発信につきましては、「様々な情報発信手段（安心・安全メール、ヤフー防災アプリ、市ホームページ、ラジオふらの、広報車等）の利用」に修正します。</p> <p>また、災害時の支援体制の具体的な詳細につきましては、富良野市地域防災計画（令和3年8月）に規定されていますので参照してください。</p>
<p>○その他（2件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報（警察、消防、救急への通報）のシステムの説明が書かれていないので教えてください。※高齢者は緊急通報ブザー？があると聞いています。</li> <li>・どこに民生委員がいるのかわからないことでつながりたくてもつながることができない。今後、民生委員と接してみたいと思います。</li> </ul>	<p>重度身体障がい者に対する緊急通報システムは、基本目標4「安心して暮らせる快適なまちづくり」(1)生活環境の整備⑨緊急通報システムの設置の事業が該当します。事業の詳細につきましては、担当課にお問い合わせください。</p> <p>本市では、現在53名の民生委員児童委員が町内会の担当地域毎に配置されていますので、町内会にお問い合わせください。</p>
<p>○手話言語条例について（1件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道各地で「手話言語条例制定」の導入が行われておりますが、どうお考えでしょうか？</li> </ul>	<p>手話言語条例につきましては、先例団体の事例等を調査・研究してまいります。</p>

<input type="checkbox"/> 広報紙__号への掲載
<input type="checkbox"/> 市のホームページへの掲載（掲載日 3月3日）